

保証人となり、主債務者が過払いなのに預金差押え

大分市 M. T. (51歳)

1. 私は、大分市内の飲食店街で生花業を個人経営しています。個人対象の生花ギフトの販売が中心です。従業員はアルバイトを何人か交代で雇っています。
2. 店の開業資金はA銀行B支店から500万円借入れ、その分は既に完済していますが、2002年10月に現在の自宅を購入した際には、同支店から新たに500万円を借入れ、毎月7万円強の支払いをしています。この借入については、自宅に抵当権を設定しています。
また、これ以外にA銀行B支店に定期預金と普通預金口座を有して、店の売り上げの管理をしていました。
3. このような関係で、私はA銀行B支店と深い取引があり、B支店長とも顔見知りで、私の経営する花屋にも同店の職員が複数出入りしてくれていました。
4. 私と個人で飲食店を経営するSさん(47歳)とは、古くからの知人で、Sさんのお母さんがガンで入院して治療費が必要だったことから、Sさんが1998年6月11日、商工ファンド(現在SFCG)から100万円借り入れるにあたって、連帯保証人になって欲しいと頼まれて、仕方なく承諾しました。契約の時には、商工ファンドの社員から、公正証書を作成するとか、滞納すればすぐに預金等の差押えを受けるような書面に署名捺印するのだというような説明は受けていません。ただ、社員の人が指示するままに次々と署名し、社員の人に印鑑を渡して書類に印鑑を押して貰ったという状況でした。
5. 2002年11月中旬に、突然A銀行B支店の私の預金口座が全て差し押

さえられました。その時点で私の預金が差押えられた額より多かったので、結局商工ファンドに52万5852円の支払いがなされました。それ以前から、Sさんの支払が遅れがちになっているという話は聞いていましたが、その月の分の支払を大きく遅れたということで、公正証書で差押えをされたということでした。私は、その時まで突然差押えをされるなどということがあるということは全く知りませんでした。

6. 私は、このような差押えを受けたことで、私が唯一取引をしていたA銀行B支店から、新たな融資を受ける信用がなくなってしまう、事業の展開に大きな支障を来しています。実際に、事業に使う車を購入しようとA銀行B支店の職員の方に相談してみたところ、信用保証協会の信用がなくなっているので、難しいと言われました。店舗も改装時期でしたが、できないままになっています。

また、差押え後、花屋の運転資金を預金していたのが動かせなくなったため、一時期小口現金が用意できず、仕入れにも困り、知人から50万円を借り入れてしのぐということがありました。

差押えの直前に借りていた500万円についても、A銀行の方から、本来なら期限の利益喪失で一括支払いをしてもらわなければならないので、早く商工ファンドに支払うか、預金で500万円の借入れの方を一括支払いするかどちらかにしてはどうかと言われて、預金は事業の運転資金として自由に使えるようにしておきたかったので、非常に悩みました。A銀行から商工ファンドに差押え金を全額支払うという方を選んだのです。

さらに、花屋のお客として来てくれていたA銀行の職員の人からの目も気になり、精神的にも大変苦痛を受けました。

7. このように多大な被害を被っていますので、商工ファンドに対しては、慰謝料も請求したいと考え、K弁護士に依頼しました。

K弁護士が利息制限法の金利で計算すると、私が公正証書で差し押えられた時点で、既に過払い状態になっていたとのことでした。それにもかか

ならず、私の信用を失わせるような差押えをして、支払をさせるなどというのは、大変ひどいことだと思います。

K弁護士が差し押さえられた金額の返還と、慰謝料30万円の請求をしたところ、一審の大分地方裁判所2004年10月22日判決は、商工ファンドの差押えの違法性を認めて、全額の請求を認めてくれました。

商工ファンドは控訴しましたが、高裁では裁判所が和解を勧め、最終的には差押え金額全額の返還と、慰謝料20万円の支払で和解を受けました。

8. 公正証書について、知識を持っている人は、ほとんどいないと思います。何の説明もなく、しかも利息制限法で過払いになっているのに、公正証書で差押えができるというようなことは、無くすべきだと思います。また、貸金業者が保証人に無理に支払わせるために自営業者の信用にとって大切な預金を簡単に差押えることができるというような制度も改めていただきたいと思っています。

以上

平成16年10月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成15年(ワ)第482号 不当利得返還等請求事件

口頭弁論終結日 平成16年8月20日

判 決

大分県速見郡 [REDACTED]

原

告 N [REDACTED]

大分県別府市 [REDACTED]

原

告 T [REDACTED]

上記兩名訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

東京都中央区 [REDACTED]

被

告

株式会社 S F C G

上記代表者代表取締役

上記訴訟代理人支配人

上記訴訟復代理人弁護士

同

主

文

- 1 被告から原告らに対する東京法務局所属公証人 [REDACTED] 作成平成13年第3718号債務弁済契約公正証書に基づく強制執行はいずれもこれを許さない。
- 2 被告は、原告 N [REDACTED] に対して32万9160円及び内31万1673円に対する平成15年7月18日から、原告 T [REDACTED] に対して82万5852円及びこれに対する同日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1, 2項に同旨

第2 事案の概要

本件は、被告から金銭を借り入れた原告^N■■■■ (以下「原告^N■■■■」という。)及びその連帯保証人となった原告^T■■■■ (以下「原告^T■■■■」という。)が、被告に対し、原告^N■■■■によって支払われた利息等のうち、利息制限法1条1項所定の利息の制限額 (以下、単に「利息の制限額」という。)を超える部分を元本に充当すると、平成14年2月6日には過払いとなっているとして、当事者間で作成された債務弁済契約公正証書の執行力の排除を求めるとともに、不当利得返還請求権に基づき、原告^N■■■■において過払金合計31万1673円を、原告^T■■■■において平成15年7月18日に支払った52万5852円をそれぞれ返還するよう求め、更に被告が上記公正証書に基づいて原告^T■■■■の預金債権を差し押さえた手続は不法行為を構成するとして、原告^T■■■■が被告に対して慰謝料30万円の支払いを求めている事案である。なお、原告らは、被告が悪意の受益者に該当し、過払金が生じた都度、民法704条所定の利息支払義務を負うとして、原告^N■■■■に対しては同日までに生じた過払いに係る利息1万7487円及び上記過払金31万1673円に対する同日から、原告^T■■■■に対しては上記過払金52万5852円及び上記慰謝料の合計82万5852円に対する同日 (ただし、慰謝料につき不法行為当日として) から、各支払済みまで年5分の割合による利息ないし遅延損害金を支払うよう求めている。

1 前提事実 (特に証拠等を掲記しない事実は当事者間に争いがない。)

(1) 当事者

原告^N■■■■は大分県速見郡■■■■内で唐揚げ店を、原告^T■■■■は大分市内で生花店を、それぞれ経営する者であり、被告は、貸金業の規制等に関する法律 (以下「法」という。)3条所定の登録を受けて貸金業を営む会社である。

(2) 原告らと被告との間の取引 (以下「本件取引」ということがある。)

ア 平成10年6月11日の貸付け

(ア) 原告^Nは、被告から、平成10年6月11日、貸借金額を100万円とし、元金支払方法を一括とし、返済期日を同年8月5日とし、この間の利息（実質年利38.17パーセント、利率日歩7銭500）を同年6月11日に一括支払うこととし、損害金を年40.004パーセントとする内容の借用証書（以下「本件借用証書」といい、この貸付けを「本件貸付け」という。）により金銭を借り入れ、以後返済を続けた。なお、被告は、本件貸付けの際、原告^Nから、5万4400円を徴収した（甲B3、乙B1）

(イ) 原告^Tは、本件貸付けの際、原告^Nの被告に対する債務を連帯保証した。

(ウ) 被告は、本件貸付けの際、原告^Nに対して本件借用証書の控えを交付したほか、同日、原告らとの間で手形割引・金銭消費貸借契約等継続取引に関する承諾書並びに限度付根保証承諾書（乙B3）（以下「本件承諾書(1)」という。）、連帯根保証確認書（乙B10）、重要事項確認書（乙B11）を交わしてその写しないし控えを交付した。

イ 平成13年10月25日の借換え

(ア) 原告らは、被告との間で、平成13年10月25日、取引元本につき97万5000円とし、弁済日につき平成16年10月5日とし、利息につき後利、年率及び実質年率29.2パーセントとし、元金及び利息の支払方法につき、元金均等として平成13年11月から平成16年10月まで各月5日限り2万7857円を支払い、利息として平成13年11月から平成16年10月まで各月5日限り経過分を支払うこととし、損害金につき29.2パーセントとする内容の金銭消費貸借・手形割引等継続取引並びに限度付根保証承諾書兼金銭消費貸借契約証書（債務弁済公正証書作成囑託委任状）（乙B2の1・2）（以下「本件承諾書

(2)」という。)により、原告^Nを主債務者、原告^Tを連帯保証人として契約(以下「本件借換え」という。)を締結した。

(イ) 被告は、本件借換えの際、原告らに対して、本件承諾書(2)の写しを交付したほか、契約内容や債権書類明細等が記載された平成13年10月25日付け計算書(取引明細書/法第17条書面)(乙B4)、元利金支払明細表(元利金の支払方法の表示)(乙B5)を作成してその写しを交付した。

(ウ) なお、被告は、本件借換えの際、原告^Nから、本件貸付けの支払いとして97万5187円を受領した(甲B3、乙B4)。

ウ 被告は、本件取引において、平成10年11月までは乙B9の1ないし4(以下「B型書面」という。)を、同年12月から平成12年3月までは乙B9の5ないし18(以下「C型書面」という。)を、同年4月以降は乙B9の19ないし46(以下「D型書面」という。)を使用していた。その詳細等については、別紙1及び2のとおりである。

(3) 公正証書存在及び記載内容

ア 原告らと被告との間には、被告を債権者(ただし、その表示は旧商号の株式会社商工ファンドである。)、原告^Nを債務者、原告^Tを連帯保証人とする東京法務局所属公証人[■]作成平成13年第3718号債務弁済契約公正証書(以下「本件公正証書」という。)が存在する。

イ 本件公正証書には、平成13年10月25日、同日付け私署証書記載の金銭消費貸借契約に基づく原告^Nの被告に対する借受金97万5000円につき、次の条件等により支払い、原告らが債務を履行しないときは、直ちに強制執行を受けることを認諾するという内容の記載がある(甲B1)。

(ア) 元金として、同年11月から平成16年10月まで各月5日限り2万7857円ずつを支払う。ただし、最終回は5円を支払う。

(イ) 利息として、年18パーセントの割合により平成13年11月から平成16年10月まで毎月5日限り経過分を支払う。

(ウ) 遅延損害金として、元金を期限内に弁済しないときは、年21.90パーセントの割合による金員を支払う。

(エ) 原告^Tは、被告に対する原告^Nの債務を連帯保証する。

(オ) 原告^N又は同^Tが元利金の支払いを1回でも怠ったとき、もしくは原告^N又は同^Tの被告に対する債務の一部でも怠ったときは期限の利益を失う。

ウ なお、本件公正証書は、平成13年11月22日作成され、同年12月7日、原告^Tに対し、送達された(乙B17)。

(4) 被告^Tに対する差押えの経緯

ア 被告は、平成14年11月7日、原告^Nに対して、一括弁済するか、被告の納得できる弁済方法を11月8日までに提示するよう求めるとともに、支払い又は弁済方法の提示がないときは法的手続に着手する旨記載した内容証明郵便を差し出し、連帯保証人の被告^Tに対しても、上記と同様に記載した内容証明郵便を差し出した(乙B13の1・2)。

イ 被告は、同年10月5日の元利金の支払いがないため、原告らが期限の利益を喪失したとして、大分地方裁判所に対し、本件公正証書に基づき、原告^Tを債務者とし、株式会社豊和銀行を第三債務者とし、請求債権を元本につき債務名義に表示された97万5000円の内金50万円、利息につき平成14年9月6日から同年10月5日までの年18パーセントによる7397円、遅延損害金につき同月6日から同年11月8日までの年21.9パーセントによる1万200円等とし、差押債権を同銀行中央支店扱いの預金債権とする内容の債権差押命令の申立てをした。同裁判所は、同月12日、上記申立てを認め、債権差押命令を発した(甲B2)(以下「本件差押え」といい、その申立てを「本件差押えの申立て」という。)

(5) 本件差押えの後の経緯

原告^Nは、本件差押えの後の平成15年2月28日、被告に対して1万円を支払い、更に、被告は、同年7月18日、上記銀行から52万5852円の支払いを受けた。なお、本件訴訟は、同年8月19日に提起され、同年9月5日、被告に対して訴状が送達された。

2 本件の主要な争点

(1) 原告らの請求異議の訴えに係る争点

ア 本件取引につき法43条1項の規定が適用されるか(争点①)

ア 利息の天引や、期限の利益喪失の定めがある場合の利息の制限額を超える利息の支払いに法43条1項の規定が適用されるか(争点①ア)

イ 法17条1項所定の事項を記載した書面(以下「17条書面」という。)が交付されているか(争点①イ)

ウ 法18条1項所定の事項を記載した書面(以下「18条書面」という。)が交付されているか(争点①ウ)

エ 18条書面が弁済の都度直ちに交付されているか(争点①エ)

イ 原告らによる過払金の有無及びその数額(争点②)

(2) 原告らの不当利得返還請求に係る争点

ア 争点①及び②に同じ

イ 被告が過払いにつき悪意の受益者に該当するか(争点③)

(3) 原告^Tの不法行為に基づく損害賠償請求に係る争点

ア 争点①及び②に同じ

イ 本件差押手続が不法行為を構成するか(争点④)

ア 被告が、法43条1項の規定が適用されず、債権が消滅していることを認識し、又は認識しなかったことに過失があることなどから、本件差押えの申立てが不法行為を構成するか(争点④ア)

イ 利息の制限額に従った利率が記載された本件公正証書によって、被告

が法43条1項の規定の適用を前提として充当計算を行い、債務不履行が生じているとして差押えをすることは適法か（争点④イ）

ウ 原告^Tに生じた損害及びその数额（争点⑤）

3 争点①（法43条の規定の適用）に関する当事者の主張

原告らは、利息の制限額に従って別紙3のとおり充当され、本件取引に係る債権がすでに消滅し、平成14年2月6日には過払いが生じていると主張し、被告は、本件取引には法43条の規定が適用され、債権は未だ消滅していないと主張する。更に当事者は、争点①に関し、要旨次のとおり主張している。

(1) 争点①ア（利息の天引等と法43条1項の規定の適用）について

（被告の主張）

原告らは、本件貸付けに当たって、利息の天引や先払いに異議を述べていないし、他の商工ローンも利用し、本件取引内容を理解できる事業者であり、利息の支払いを事業の経費とし、税務申告においても控除費目の一つとしている。したがって、利息の天引等について法43条1項の規定が適用される。

（原告らの主張）

利息の天引や、期限の利益喪失の定めがある場合の利息の制限額を超える利息の支払いは、自由な意思によるものと認められず、任意性を欠く上、利息制限法の規定に照らしても、法43条1項の規定は適用されない。

(2) 争点①イ（17条書面の該当性・交付）について

（被告の主張）

17条書面は、1通の書面によって作成される必要はなく、複数であってもすべての事項が網羅され、貸付けの事前又は同時に交付されれば、債務者において所定の事項を理解でき、後日相互の関連性を巡って紛争を生じることもない。本件取引においても、次のとおり17条書面が交付されている。

ア 本件借用証書には、前文として17条書面として本証書控えを受領した旨記載され、法17条1項1号ないし6号及び貸金業の規制等に関する法

律施行規則（以下「施行規則」という。）13条1項1号イ、ロ、ト及びチの各事項が記載され、法17条1項7号の事項についても、本件借用証書及び本件承諾書(1)3条に記載があり、施行規則13条1項1号のその余の事項についても、本件承諾書(1)及び担保明細書にそれぞれ記載がある。

イ 被告は、本件承諾書(2)及び取引明細書の2枚を同時に交付している。正本、店控え、借主控え、保証人控えの4枚複写であるため、本件借換えに先立ち、借主・保証人の交付書面が事前に準備されている。被告は、17条書面の交付を徹底し、独自に重要事項説明書を作成した上、元利金の請求及び支払い、根保証、根抵当権設定等の取引約定の重要事項を説明し、その控えを交付している。

(原告らの主張)

17条書面は、契約内容を明確にして後日の紛争防止のために必要とされる以上、原則として1通の書面に所定の事項がすべて記載される必要があるが、被告の書面はこれをみたさず、また次のとおり17条書面に該当しない。

ア 被告は、5年間の自由返済（毎月通知される利息と手数料を支払えば、元本は5年以内にいつ返済してもよい（甲A1等））としながら、被告主張の17条書面の上では内容が異なっている。

イ 本件借用証書は、翌々月の5日を一括支払期限としているが、重要事項確認書の説明や、毎月利息と手数料のみの支払案内の送付という実態に反し、法17条1項6号の返済期間及び返済回数に関する真実の記載がない。

ウ 本件借用証書には、施行規則13条1項1号ハ、ニ、ホ、リ、ヌ及びルの記載がなく、本件承諾書(1)及び(2)には、債権者の取得書面の記載がない。同号ニについても、本件承諾書(1)及び(2)にはその記載からその内容に関する約定、算定方法等の基準が具体的に示されていない。

エ 本件承諾書(2)には、1年を365日とする日割計算の規定があるが、利息制限法の規定に反する。

オ 被告が取得する費用の額が毎回異なり、支払うべき費用についての約定が、本件承諾書等になく、不明確である。17条書面と記載された書面は本件借用証書及び計算書（取引明細書）であるが、所定の事項がすべてあるわけではなく、他方、他の書面のどこに補充的な記載があるのか説明がなく、原告らが所定事項のすべてを認識できない。

(3) 争点①ウ（18条書面の該当性）について

（被告の主張）

被告は、原則として振込みにより元利金の支払いを受け、店頭で支払いを受けたときは、18条の要件を満たした計算書（取引明細書）を即時交付している。本件において交付された書面は、次のとおり18条書面に該当する。

ア 被告は、平成12年6月以前は毎月25日時点で書面を作成し、毎月末までに債務者に届くよう発送していたが、いずれも18条書面とみれるか、18条2項の規定や原告^Nから交付を要求された事実がないことに照らし、特段の事情があると認められ、法43条1項の規定が適用される。

イ B型及びC型書面は、振込後にその振込みの明細に関する記載がないものの、毎月25日時点で翌月5日の支払いに関する明細を作成し、それが支払日の数日前に債務者の手元に届くことから、支払金額のうち、元本及び利息の充当を理解でき、支払いと同時に受領証書の交付を受けたと評価しうる。しかも被告は、約定の支払日を経過しても遅延損害金を徴求せず、約定支払日までの約定利息のみを徴求しているから、期限後の支払いに対して受取証書を交付しなくても、何ら債務者の保護に欠けるところはない。

ウ D型書面は、前回の取引明細が明示され、かつ今回の支払明細は、支払日の数日前に明らかになる。振込日から数日遅れになっても、元本及び利息の充当の状況を認識できる。

エ なお、仮に、従前の取引に法43条1項の規定が適用されないものがあったとしても、各支払ごとに同項の適用の有無を判断すべきである。

(原告らの主張)

被告が主張する書面は、次のとおり18条書面に該当しない。

- ア B型及びC型書面は、法18条5項の受領年月日、施行規則15条1項1号の弁済を受けた旨の文字の記載を欠いている。
- イ D型書面は、一応前回の取引の元金等への充当関係の記載があるが、前回の入金案内の金額を超過して支払われた場合の充当関係や、手数料等の内訳の記載がない。入金額や借受金等の数値の関係も不明確である。
- ウ 支払いの任意性あるいは法17条1項の要件を欠き、正確な残債務額の記載はない。したがって、施行規則15条1項5号の当該弁済後の残債務額の記載の要件をみたさない。

(4) 争点①エ (18条書面の交付) について

(被告の主張)

貸金業者は、債務者の返済時期を予測できず、約束どおり振り込まれる保証もないから、弁済直後に送金の有無を調査する合理性はないし、顧客の利益を損なうものでもない。D型書面は遅くとも10日以内には発送される。仮にそれが直ちにとはいえないとしても、被告は、月3回10日ごとにこれを送付している上、債務者が債権者に対して権利主張を行うための催告期間に相当する十分な検討・熟慮期間を設け、かつ元利金支払いの前に、事前に充当内容を明らかにした書面を送付し、支払の事後に交付しているから、債務者の不利益はなく、法43条1項の規定が適用される特段の事情がある。

(原告らの主張)

被告は、弁済の都度18条書面を直ちに交付していないし、当時その書面が現に発送され、債務者が受領したことの立証もない。D型書面でも遅い場合は25日後に発行している。

4 争点② (過払金の有無及びその数額) に関する当事者の主張

(原告らの主張)

本件取引経過を前提として利息の制限額に従って充当計算をすると、別紙3のとおり、平成14年2月6日には過払金が発生し、原告^Nの支払いによる過払元金は31万1673円に達し、原告^Tの負担において支払われた52万5852円も過払いとなっている。

(被告の主張)

争う。

5 争点③(悪意の受益者)に関する当事者の主張

(原告らの主張)

被告は貸金業者であり、本件取引における過払金の発生につき悪意の受益者である。したがって、過払金が発生した都度、利息を支払う義務がある。

(被告の主張)

争う。

6 争点④(本件差押手続の違法性)に関する当事者の主張

(1) 争点④(ア)(被告の故意又は過失)について

(原告^Tの主張)

被告は、本件差押えの申立ての時点で、過払いが生じていることを貸金業者として認識し得た。また、法的手段の行使は、社会通念上相当な態様と方法による必要があるが、原告^Tは、公正証書作成嘱託委任状がカーボン複写になっていたため、これを認識していなかったことなどから、本件差押えを予期し得なかった。被告は、示談交渉の労力を回避し、原告^Tの経済的信用にとって極めて重要な銀行預金を本件公正証書によって突然差し押さえている。こうした行為が貸金業者と保証人との間に求められる信義則に従った行動から著しく逸脱することは明らかである。

(被告の主張)

本件取引に法43条1項の規定が適用されることは前記のとおりであり、仮にそうでないとしても、本件差押えの当時、同項の適用に関しては、未だ

最高裁判例がなく、裁判例の結論が割れている状況にあったから、被告において同項の適用があると認識し、かつそのように認識したことにつき過失はない。また、被告の[]（以下「[]」という。）は、原告^N[]が入金^Nを怠ったにもかかわらず、原告らから具体的な支払方法等の回答を得られないなど誠意ある対応が示されなかったため、原告らに対し、平成14年11月7日付けで内容証明郵便を送付した上、本件差押えを申し立てた。なお、原告^T[]は、本件公正証書による本件差押えを予測していたというべきである。こうした経緯に照らせば、本件差押えの申立ては適法である。

(2) 争点④(イ) (本件公正証書による差押えの可否) について

(原告^T[]の主張)

公証人は、公証人法26条の規定に基づき、利息の制限額に従って公正証書を作成するため、貸金業者が債務者から利息の制限額を上回る金利を記載した公正証書作成嘱託委任状を取得していた場合においても、原契約を変更するものではないものの、利息の制限額でのみその契約を適法なものと認め、その範囲につき執行力を付与する。したがって、公正証書に基づく強制執行は、利息の制限額につき認められるにとどまり、本件公正証書においても、平成10年6月11日から利息の制限額の金利に基づく引き直し計算をした残額でのみ差押えをなし得ると解すべきである。被告は、このことを認識しながら、法43条1項の規定の適用を前提として本件差押えを申し立てているのであって、故意による違法行為である。

(被告の主張)

公正証書における利率の記載は、借主が債務を履行しなかった場合、貸主がこれを用いて強制執行をする範囲について利息の制限額に限定する意味があるにとどまり、当事者が合意した約定利率は当該公正証書の作成によっても当然には変更されず、法43条1項の規定の適用がある以上、本来の約定利率に従った充当が行われる。差押えの請求債権については利息の制限額に

従った計算を要するというのは不自然であるし、強制執行に着手しても、それまで有効であった本来の約定利率による支払いを遡及的に無効とするものではない。したがって、法43条1項の規定が適用されることを考慮して残元本を算出し、本件公正証書に基づき、その残元本及び利息の制限額による利息及び損害金を請求債権として差押えをしても何ら違法ではない。

6 争点⑤（原告^Tの損害）に関する当事者の主張

（原告^Tの主張）

原告^Tは、本件差押えにより取引銀行に対する信用を害され、店舗改装資金等につき資金不足に陥るなど経営にも支障を来し、期限の利益喪失による一括返済の危機に瀕した。更に利用客であった銀行職員の間にも目も気になり、精神的苦痛を受けた。こうした点を金銭に評価すれば、慰謝料は30万円を下らない。

（被告の主張）

原告^Tは、店舗改装資金等の正式な借入れを取引銀行に対して申し込んだ事実はないなど、実損害が生じたとは認められない。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、争点①につき本件取引に法43条1項の規定は適用されず、争点②につき本件取引において別紙4のとおり過払いが生じ、争点③につき被告が悪意の受益者に該当し、争点④及び⑤につき本件差押えの申立ては不法行為を構成し、原告^Tには30万円の慰謝料請求権が認められると判断し、原告らの請求は、いずれも理由があると判断する。その理由は、次のとおりである。

1 争点に対する判断の前提として、法43条1項の規定等に関しては、以下のとおりに解される。

(1) 本来、債務者が、利息の制限額を超える金銭消費貸借上の利息を支払ったときは、それが任意であっても、制限を超える部分は民法491条により残存元本に充当されるべきであり、債務者は、制限超過部分の充当により計算上元本が完済となったときは、その後に債務の存在を知らないで支払った金

額の返還を請求することができる（最高裁判所大法廷昭和39年11月18日判決・民集18巻9号1868頁及び同昭和43年11月13日判決・民集22巻12号2526頁各参照）。

(2) 法は、貸金業者の事業に必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を目的として制定されたものであり（1条）、法17条1項は、貸金業者が貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、同項所定の事項を記載して契約の内容を明らかにする17条書面を債務者に交付すべきものとし、更に法18条1項は、その債権の全部又は一部の弁済を受けたときは、その都度、直ちに、同項所定の事項を記載した18条書面を弁済者に交付しなければならないものとして、債務者が貸付けに係る契約の内容又はこれに基づく支払いの充当関係が不明確であることなどによって不利益を被ることがないように、貸金業者に上記各書面の交付を義務付けている。その反面、法43条1項は、貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息（利息制限法3条のいわゆるみなし利息も含む。）の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が利息の制限額を超えている場合において、その支払いが17条書面及び18条書面の交付がされている場合、すなわち貸金業者の義務が遵守され、法の趣旨に合致した上記各書面が交付されている場合の弁済であるときは、上記制限額を超える支払もこれを有効な利息債務の弁済とみなすことにしている（最高裁判所第二小法廷平成2年1月22日判決・民集44巻1号332頁参照）。

(3) 貸金業者との間の金銭消費貸借上の利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、利息の制限額を超える場合において、右超過部分の支払いが法43条1項によって有効な利息の債務の弁済とみなされるためには、その支払いが貸金業者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってされたときであっても、特段の事情のない限り、貸金業者は、その払

込みを受けたことを確認した都度、直ちに、同法18条1項に規定する書面（以下「受取証書」という。）を債務者に交付しなければならないと解するのが相当である。けだし、同法43条1項2号は、受取証書の交付について何らの除外事由を設けておらず、また、債務者は、受取証書の交付を受けることによって、払い込んだ金銭の利息、元本等への充当関係を初めて具体的に把握することができるからである（最高裁判所第一小法廷平成11年1月21日判決・民集53巻1号98頁参照）。

- (4) 法43条1項は、貸金業者が業として行う金銭消費貸借上の利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、利息の制限額を超え、利息制限法上、その超過部分につき、その契約が無効とされる場合において、貸金業者が、貸金業に係る業務規則として定められた法17条1項及び18条1項所定の各要件を具備した各書面を交付する義務を遵守しているときには、利息制限法1条1項の規定にかかわらず、その支払いを有効な利息の債務の弁済とみなす旨を定めている。貸金業者の業務の適正な運営を確保し、貸金需要者等の利益の保護を図ること等を目的として、貸金業に対する必要な規制等を定める法の趣旨、目的（法1条）と、上記業務規則に違反した場合の罰則（平成15年法律第136号による改正前の法49条3号）が設けられていること等にかんがみると、法43条1項の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきものである（最高裁判所第二小法廷平成16年2月20日各判決・民集58巻2号380頁及び同475頁参照）。
- ア 返済期日の弁済があった場合の法18条1項所定の事項が記載されている書面で貸金業者の銀行口座への振込用紙と一体となったものが返済期日前に債務者に交付され、債務者がこの書面を利用して貸金業者の銀行口座に対する払込みの方法によって利息の支払いをしたとしても、法18条1項所定の要件を具備した書面の交付があつて法43条1項の規定の適用要件をみたすものということとはできないし、同項の適用を肯定すべき特段の

事情があるということもできない（前記最高裁判所第二小法廷平成16年2月20日判決・民集58巻2号380頁参照）。

イ 貸金業者との間の金銭消費貸借上の約定に基づき利息の天引がされた場合における天引利息については、法43条1項の規定の適用はないと解すべきである（前記最高裁判所第二小法廷平成16年2月20日判決・民集58巻2号475頁参照）。

ウ 17条書面には、法17条1項所定の事項のすべてが記載されていることを要するものであり、その一部が記載されていないときは、法43条1項適用の要件を欠くというべきであって、有効な利息の債務の弁済とみなすことはできない（前掲参照）。

エ 17条書面の交付の場合とは異なり、18条書面は弁済の都度、直ちに交付することを義務付けられているのであるから、18条書面の交付は弁済の直後にしなければならないものと解すべきである（前掲参照）。

(5) なお、同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付けが繰り返される金銭消費貸借取引において、借主がそのうちの一つの借入金債務につき利息の制限額を超える利息を任意に支払い、この制限超過部分を元本に充当してもなお過払金が存する場合、この過払金は、当事者間に充当に関する特約が存在するなど特段の事情のない限り、民法489条及び491条の規定に従って、弁済当時存在する他の借入金債務に充当され、当該他の借入金債務の利率が法所定の制限を超える場合には、貸主は充当されるべき元本に対する約定の期限までの利息を取得することができないと解するのが相当である（最高裁判所第二小法廷平成15年7月18日判決・民集57巻7号895頁参照）。

2 争点①（法43条1項の規定の適用）について

前記1の解釈を前提として、争点①について検討するに、以下の事情によれば、本件取引に法43条1項の規定が適用されるとは認められない。

(1) 争点①ア（利息の天引等と法43条1項の規定の適用）について

前記1(4)イのとおり、本件取引において、少なくとも本件貸付けの天引利息については法43条1項の適用を認めることができない。

(2) 争点①イ（17条書面の該当性・交付）について

本件貸付けについては、次のとおり17条書面の交付があったと認められない。

ア 法43条1項の規定の趣旨に照らすと、17条書面には、所定の事項が正確かつ容易に債務者に理解できるように記載されていることが求められる。したがって、17条書面は、本来1通の書面によるべきであり、例外的に複数の書面によらざるを得ないとしても、各文書に所定の事項がすべて記載されていることはもとより、各文書間の相互の関連が明らかになっていて、その記載内容が債務者の正確かつ容易に理解しうるようになっていなければならない。しかるに、本件借用証書控えには約2か月後に元本を一括弁済するとの定めがあるものの、別に交付された本件承諾書(1)写し（裏面の22条）には、被告が認めた場合、別途送付される取引案内記載の利息を支払うことを条件に、所定の期間継続取引ができるとの約定をした上で、この約定によって1か月ごとの取引の延長を繰り返している。こうした約定に基づいて弁済期が延長された場合には、契約内容に変更があったものというべきであり、変更内容を記載した17条書面の交付が必要であると解されるが、被告はこうした書面を原告らに交付していない。また弁済期の10日前ころに取引の明細を記載した書面が送付されたとしても、振込みが所定の期日に遅れた場合又は所定の金額に足りない振込みが行われた場合には、その次の前払利息を催告する際に送付される書面に前回の支払いの充当関係が記載されるのを見るまでは、弁済期が延長されたかどうかを知ることができない。こうした点に照らせば、本件借用証書控えや本件承諾書(1)写し等は、その相互の関連が明確でない。これらの書面によ

って、原告らが法17条1項所定の事項を正確かつ容易に理解しうるか疑問があり、また17条書面が遅滞なく交付されたともみることができない。

イ 17条書面には、施行規則13条1項1号ハの貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容を記載する必要があるが、本件貸付けに伴い、原告らに対してこうした内容が記載された書面が交付されたかどうかは明らかでない（担保明細書（乙B12）によっても、原告らが受領したことを認めるに足りない。）。

ウ 17条書面には、施行規則13条1項1号ニの債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項を記載する必要があるが、本件貸付けについて、本件承諾書(1)4条に一応の規定があるものの、実際にいかなる費目にいくらの費用が必要であるかは、その費用が請求される時点でさえ明らかでない（ご案内（乙B9の1ないし18）には費用の内容を理解できる記載もない。）。

(3) 争点①ウ及びエ（18条書面の該当性・交付）について

本件取引については、次のとおり18条書面の交付の要件をみたさない。

ア 前記1(4)アに照らすと、本件取引のうち、B型及びC型書面が使用された別紙4の番号22までの本件貸付けに係る取引については、18条書面が交付されたと認めることができない。

イ 前記1(4)エ等に照らすと、本件取引においては、原告^Nから支払いを受けた後、D型書面（乙B9の19から46）が送付されていることが認められるところ、このうち支払いを受けた日の翌日に発行されたD型書面はわずか4回（別紙4のうち番号29、36、41及び52）にとどまる。特に、本件借換えの以降、平成14年2月6日の支払いまでのD型書面の交付をみても、その発行日付は、いずれも現実の支払日から5日後以降のものであって、弁済の直後に18条書面の交付があったことを認めることができない。

(4) 被告は、個々の支払いのうち、その一部が法43条1項所定の要件を充たす場合には、約定利率に従った利息を受領できる旨主張する。しかしながら、上記(1)から(3)までに照らすと、本件取引においては、17条及び18条書面の交付があったとは認められないというべきであるし、仮に一部の支払いが要件に該当するかのようにもみえるとしても、本件においては、ほとんどが要件を充たさないというべきあり、一連の継続取引を前提とした貸付残高や充当関係に大幅な食い違いを生じている以上、そうした一部の支払いに関しても正確なものとは認められず、被告の主張を採用することはできない。

3 争点②（過払金の有無及び数額）について

原告らの過払金の有無及び数額について別紙4のとおり認定できることは、次のとおりである。

- (1) 本件においては、当初100万円を元本とする貸付けが行われ、その際、5万4400円が利息として天引きされていると認められ、この点について法43条1項の規定が適用されないことは前記のとおりである。そして、原告らは、元本が94万5600円であるかのように主張するが、あくまで貸付金元本は100万円であり、原告^Nの受領額である94万5600円を計算上の元本として、利息制限法1条1項所定の制限利率により貸付日から約2か月後の弁済期までの利息を計算し、天引額のうち超過部分が当然に貸付金元本100万円に充当されるものと扱うのが相当である。
- (2) 証拠（甲B3）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、本件取引において平成14年8月に至るまでの間、原告らに対し、遅延損害金を請求するなどしていた事情は認められず（本件借換えの際も期限の利益を喪失させて遅延損害金を受領していた事情は認められない。）、いずれも利息の支払いとして、約定貸付額についての利息制限法所定の制限利率によって利息を計算し、超過部分を当然に貸付金元本に充当して計算するのが相当である。なお、同法1条1項及び2条の規定は、金銭消費貸借契約の貸主には、借主が実際に利

用することが可能な貸付額とその利用期間とを基礎とする同法所定の制限内の利息の取得のみを認める趣旨と解されるから、本件貸付けのように利息が前払いされた場合には、利息計算における元本について残元本の額から前払利息を控除した額を前提として計算すべきものと解される（ただし、本件取引においては、利息後払いによる計算をしても、別紙5のとおり同様の結果が得られる。）。

(3) 本件借換えの際、97万5000円の貸付けが認められるところ、同時に本件貸付けに係る支払いをすることにより生じた過払金については、前記1(5)に照らし、本件借換えに係る貸付けに充当される。

(4) 以上に従い、計算した結果は別紙4のとおりであり、平成14年1月10日の支払いにより過払いが発生したと認められる（なお、利息の計算期間をおおむね別紙2の始期及び終期に従って計算しても、本件貸付けについては、後述する別紙6の状況と同様であるということができ、平成14年2月6日時点で原告^N主張の1111円を下回ることはないと認められるし、また現実の支払日が上記始期に遅れているものがあるが、仮にこれに相当する部分について利息後払いとして計算したとしても、少なくとも原告^N主張の上記金額を下回ることはないことがうかがわれる。）。

4 争点③（悪意の受益者）について

原告らは、被告が悪意の受益者であり、原告^Nについては、平成14年2月6日の支払いにより1111円の過払いとなり、これに対する同日から民法704条所定の利息支払義務があるなどと主張し、原告^Tについても、被告が52万5852円を受領した平成15年7月18日から同金額に対する同条所定の利息支払義務を負うと主張している。前記のとおり本件取引には法43条1項の規定が適用されず、別紙4のとおり平成14年1月の時点で過払いが生じていること、また、後記5で検討するように、被告が法43条1項の規定の解釈について根拠としていた見解を前提としても、少なくとも本件貸付けに

は法43条1項の適用は認められなかったというべきであり、これを前提として計算しても、別紙6のとおり平成14年2月6日の時点では原告^N主張の1111円を上回る過払金が生じていたと認められることに照らせば、過払金返還との関係において、被告が悪意であったと評価するのが相当であり、この認定を左右する事情は認められない。

なお、不当利得時に悪意である場合にはその当日から利息支払義務が生じるものと解するのが公平を基本とする不当利得制度の趣旨に合うことから、被告は、過払金発生の都度、民法704条所定の利息支払義務を負うというべきである。

5 争点④（本件差押えの不法行為性）及び⑤（原告^Tの損害額）について原告^Tは、本件差押えの申立てが不法行為を構成すると主張し、被告は、その当時、法43条1項の規定の適用を巡って見解が分かれ、平成14年2月28日の札幌高裁判決（同裁判所平成13年(ホ)第323号不当利得金返還請求事件）や同年11月28日の東京高裁判決（同裁判所平成14年(ホ)第1142号不当利得返還請求事件）を前提とすれば、本件取引においても要件を充足し、請求債権である貸金債権が消滅していないとして、不法行為が成立しない旨主張する。そこで、以下検討を加える。

(1) 一般に、ある事項に関する法律的解釈について実務上異なる見解が存在し、そのいずれも相当の根拠を備えていると認められる場合、一方の見解を相当として当該見解に基づき行動した者は、事後的に当該見解の正当性が否定されて、当該見解に基づく行為が違法であると判断されたときにおいても、その行為に過失がなかったものとして、不法行為責任を免れると解するのが相当である。

(2) 法43条1項の適用に関しては、平成14年当時高等裁判所における判断が分かれ、18条書面を返済期日の前に債務者に交付し、その書面が貸金業者の銀行口座への振込用紙と一体となって作成されているような場合には、

振込後に交付しなくても、要件を充たすという見解や、利息の天引にも法43条1項の適用があるとした見解などにより、利息の制限額を超える約定利率に従った利息の受領が認められた事例があったことは、被告主張のとおりである。

しかしながら、被告が本件差押えを申し立てた時点においては、すでに平成11年の最高裁判決により前記1(3)のとおり判断が示されていたこと、本件取引においては、別紙2のとおりそもそもC型書面が送付されたことを認めることができないものがあること、前記2(2)のとおり本件貸付けにおいて17条書面の交付を認めるに足りないこと、更に平成14年2月の上記札幌高裁の判断を前提としても、本件取引における個々の支払いをみると、原告Nに対して送付されたB型及びC型書面に記載された支払金額及び支払日と、現実の支払金額及び支払日との間には齟齬が生じているのであって、事前にそうした書面を受け取っていたとしても、これらを法の趣旨に合致した受取証書と認めることは困難であったと考えられることから、本件貸付けに係る支払いについて18条書面の交付があったと認めることができないことを総合すると、本件貸付けには、被告のいう当時の見解に照らしても、法43条1項の規定が適用されなかったというべきである。そして、これを前提に計算すると、別紙6のとおり、少なくとも本件差押えの申立ての時点には、すでに過払いに至っていたというべきである（本件貸付けについて利息の制限額に従った利息が受領できたにすぎないことを前提とすると、本件借換えに係る97万5000円の元本は、その時点ですでに相当に減少していたと認められ、証人Nは、本件借換えが成立している以上、過払いの認識はなかった旨供述するが、相当の根拠に基づくものとは認められず、採用できない。）。

(3) そうすると、被告のいう見解を前提としても、本件差押えの申立ての時点には、すでに被告の原告らに対する貸金債権及び連帯保証債務履行請求債権

は消滅していたといえる以上、証拠（乙B16、証人■）を前提としても、本件公正証書によって差し押さえたことについて、少なくとも被告（■）には過失があるとの評価を免れることはできず、本件差押申立ては、その余の点を判断するまでもなく、不法行為を構成し、被告は不法行為責任を負うというべきである。

(4) そして、預金債権の差押えは当該預金者の経済的信用に関わるものであり、当該金融機関から借入金がある場合には、通常その期限の利益を失う危険があると考えられるところ、証拠（甲B4、原告■）及び弁論の全趣旨によれば、自営業者である原告■は、金銭の借入先でもある取引銀行の預金債権を差し押さえられたことによって、同人の経済的信用が損なわれたことが認められる。前記のとおり被告が請求債権が消滅しているにもかかわらず、本件差押えを申し立て、原告■に対してこうした損害を与えたことや、その後の経緯等に照らすと、被告の不法行為によって受けた原告■の慰謝料としては、その請求どおり30万円は下らないというべきである。

6 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由があるからこれらを認容することとして、主文のとおり判決する。

大分地方裁判所 ■

裁判官 ■

別紙1

1 B型書面 (乙B9の1ないし4)

左側上部に「月分 お利息のご案内」との標題が記載され、作成年月日欄及び案内文のほかに「今回ご案内内容明細の表示」として「契約番号」、「ご融資金額」、「元本ご返済」、「計算期間 日数」、「元本+利息+費用」、「継続可能期限」の各欄が設けられている。

2 C型書面 (乙B9の5ないし18)

郵便葉書の接着をはがした部分に、左側から順に「電信振込依頼書」、「振込金受取書」があり、次いで「今回ご請求内容」の標題の下に、案内文に続けて、上段に「契約番号 最終弁済期日」、「ご融資金額 元本ご返済額」、「起算日 期日」、「日数(日) 実質年率」、「元本+利息+費用 内費用」の各欄、下段に「ご入金日」、「お振込み額」等の各欄が設けられている。

3 D型書面 (乙B9の19~46)

表面に「ご請求書兼前回お取引明細書」の標題が記載され、①上段に前回の入金につき、案内文章のほか「ご入金日」、「ご入金額」、「ご入金者」欄が設けられ、②中段に次回の支払いの請求につき、案内文のほか、まず「入金予定日」、「元金諸費用計」、「手形落込金」、「仮受金」、「入金予定額」欄が、次いで「ご請求明細」として「取引区分 契約No.」、「貸付種別 担保種別」、「取引金額 取引後残高」、「起算日 期日」、「取 日数 レート(利率)」、「利息 手数料等」、「差引受渡額 実質年率」、「貸付日/次回利払期日/支払方法 弁済日/利払日/回数」、その下に「取引合計」として「取引金額」、「利息」、「事務手数料」、「調査料」、「取立料」、「差引受渡額」、「貸付総残高」、「割引総残高」欄がそれぞれ設けられ、③下段に「電信振込依頼書」、「振込金受取書」が設けられ、④裏面には、「前回お取引のご報告」との標題が記載され、「ご入金額」、「手形落込額」、「仮受金充当額」、「お支払元利諸費用額」と、「前回お取引の明細」として、「取引区分 契約No.」、「貸付種別 担保種別」、「取引金額 取引後残高」、「起算日 期日」、「取 日数 レート(利率)」、「利息 手数料等」、「差引受渡額 実質年率」、「貸付日/次回利払日/支払方法 弁済日/利払日/回数」欄が、その下に「取引合計」として「取引金額」、「利息」、「事務手数料」、「調査料」、「取立料」、「差引受渡額」、「貸付総残高」、「割引総残高」欄が設けられている。

ただし、乙B9の33から46については、表面に「ご請求書兼お取引明細書」の標題が記載され、①上段に前回の入金につき、案内文のほか「ご入金日」、「ご入金額」、「ご入金者」欄が設けられ、②中段に今回の支払いの請求につき、案内文のほか、まず「お支払い期日」、「①元金+利息+手数料」、「②当座決済予定金額」、「③未精算金」、「④お振込必要額①-②-③」欄が、次いで「ご請求明細」として「取引区分 契約No.」、「貸付種別 担保種別」、「元金返済額 取引後残高」、「起算日 期日」、「取 日数 レート (利率)」、「利息 手数料等」、「元金+利息+手数料 実質年率」、「貸付日/次回利払日/支払方法 弁済日/利払日/回数」、その下に「取引合計」として「元金返済額」、「利息」、「手数料」、「調査料」、「取立料」、「元金+利息+手数料」、「貸付総残高」、「割引総残高」欄がそれぞれ設けられ、③下段に「電信振込依頼書」、「振込金受取書」が設けられ、④裏面には、「前回お取引のご報告」との標題が記載され、「ご入金額」、「当座決済額」、「未精算金充当額」、「お支払元利諸費用額」と、「前回お取引の明細」として、「取引区分 契約No.」、「貸付種別 担保種別」、「元金返済額 取引後残高」、「起算日 期日」、「取 日数 レート (利率)」、「利息 手数料等」、「元金+利息+手数料 実質年率」、「貸付日/次回利払日/支払方法 弁済日/利払日/回数」欄が、その下に「取引合計」として「元金返済額」、「利息」、「手数料」、「調査料」、「取立料」、「元金+利息+手数料」、「貸付総残高」、「割引総残高」欄が設けられている。

4 F型書面 (乙B4)

「計算書 (取引明細書)」で、法17条の取引明細書及び18条の受取証書であると記載され、「取引区分 契約No.」、「貸付種別 担保種別」、「取引金額 取引後残高」、「起算日 期日」、「取 日数 レート (利率)」、「利息 手数料等」、「差引受渡額 実質年率」、「貸付日/次回利払日/支払方法 弁済日/利払日/回数」欄が、その下に「取引金額」、「取引後残高」、「利息」、「事務手数料」、「調査料」、「取立料」、「差引受渡額」、「貸残」、「入金日」、「入金額」欄等が設けられている。

N

債務者		債権者		0		入力方式		年月日		過払利率		5%	
[REDACTED]		SFCG		任意利率↓		借入合計		945,600		過払利息		-17,487	
元本残高		-837,525				返済合計		2,158,873		合計		-855,012	
年	月	日	借入金	返済金	日数	利率	発生利息	残元金	未払利息	元本充当	利息充当	過払利息	未払過払利息
1	1998	6	11	945,600	0			945,600					
2	1998	8	5	31,000	55	18.000	25,647	940,247	0	5,353	25,647	0	0
3	1998	9	7	35,000	33	18.000	15,301	920,548	0	19,699	15,301	0	0
4	1998	10	5	30,000	28	18.000	12,711	903,259	0	17,289	12,711	0	0
5	1998	11	9	28,000	35	18.000	15,590	890,849	0	12,410	15,590	0	0
6	1998	12	7	30,000	28	18.000	12,301	873,150	0	17,699	12,301	0	0
7	1999	1	6	25,000	30	18.000	12,917	861,067	0	12,083	12,917	0	0
8	1999	2	8	27,000	33	18.000	14,012	848,079	0	12,988	14,012	0	0
9	1999	3	8	30,000	28	18.000	11,710	829,789	0	18,290	11,710	0	0
10	1999	4	6	28,000	29	18.000	11,867	813,656	0	16,133	11,867	0	0
11	1999	4	8	1,000	2	18.000	802	813,458	0	198	802	0	0
12	1999	5	6	30,000	28	18.000	11,232	794,690	0	18,768	11,232	0	0
13	1999	6	11	30,000	36	18.000	14,108	778,798	0	15,892	14,108	0	0
14	1999	7	6	31,000	25	18.000	9,601	757,399	0	21,399	9,601	0	0
15	1999	8	6	31,000	31	18.000	11,578	737,977	0	19,422	11,578	0	0
16	1999	9	6	30,000	31	18.000	11,281	719,258	0	18,719	11,281	0	0
17	1999	10	5	30,000	29	18.000	10,286	699,544	0	19,714	10,286	0	0
18	1999	11	8	30,000	34	18.000	11,729	681,273	0	18,271	11,729	0	0
19	1999	12	6	30,000	28	18.000	9,407	660,680	0	20,593	9,407	0	0
20	2000	1	6	26,000	31	18.000	10,072	644,752	0	15,928	10,072	0	0
21	2000	2	15	27,500	40	18.000	12,683	629,935	0	14,817	12,683	0	0
22	2000	3	6	31,000	20	18.000	6,196	605,131	0	24,804	6,196	0	0
23	2000	4	5	30,000	30	18.000	8,928	584,059	0	21,072	8,928	0	0
24	2000	5	8	29,000	33	18.000	9,478	564,537	0	19,522	9,478	0	0
25	2000	6	6	30,000	29	18.000	8,051	542,588	0	21,949	8,051	0	0
26	2000	7	5	30,000	29	18.000	7,738	520,326	0	22,262	7,738	0	0
27	2000	8	8	30,000	34	18.000	8,700	499,026	0	21,300	8,700	0	0
28	2000	9	6	30,000	29	18.000	7,117	476,143	0	22,883	7,117	0	0
29	2000	10	6	30,000	30	18.000	7,025	453,168	0	22,975	7,025	0	0
30	2000	11	6	30,000	31	18.000	6,908	430,076	0	23,092	6,908	0	0
31	2000	12	5	26,700	29	18.000	6,133	409,509	0	20,567	6,133	0	0
32	2001	1	5	31,000	31	18.000	6,260	384,769	0	24,740	6,260	0	0
33	2001	2	16	28,000	42	18.000	7,969	364,738	0	20,031	7,969	0	0
34	2001	3	15	29,000	27	18.000	4,856	340,594	0	24,144	4,856	0	0
35	2001	4	25	29,000	41	18.000	6,886	318,480	0	22,114	6,886	0	0
36	2001	5	31	29,450	36	18.000	5,654	294,684	0	23,796	5,654	0	0
37	2001	6	11	5,000	11	18.000	1,598	291,282	0	3,402	1,598	0	0
38	2001	6	20	3,000	9	18.000	1,292	289,574	0	1,708	1,292	0	0
39	2001	6	29	25,000	9	18.000	1,285	265,859	0	23,715	1,285	0	0
40	2001	7	12	5,000	13	18.000	1,704	262,563	0	3,296	1,704	0	0
41	2001	7	31	21,150	19	18.000	2,460	243,873	0	18,690	2,460	0	0
42	2001	8	22	4,500	22	18.000	2,645	242,018	0	1,855	2,645	0	0
43	2001	9	3	27,000	12	18.000	1,432	216,450	0	25,568	1,432	0	0
44	2001	9	20	30,000	17	18.000	1,814	188,264	0	28,186	1,814	0	0
45	2001	10	25	187	35	18.000	3,249	188,264	3,062	0	187	0	0
46	2001	11	5	50,000	11	18.000	1,021	142,347	0	48,979	1,021	0	0
47	2001	12	7	47,565	32	18.000	2,246	97,028	0	45,319	2,246	0	0
48	2002	1	10	50,407	34	18.000	1,626	48,247	0	48,781	1,626	0	0
49	2002	2	6	50,000	27	18.000	642	-1,111	0	49,358	642	0	0
50	2002	3	5	47,000	27	0.000	0	-48,111	0	47,000	0	-4	-4
51	2002	4	5	48,334	31	0.000	0	-96,445	0	48,334	0	-204	-208
52	2002	5	9	46,698	34	0.000	0	-143,143	0	46,698	0	-449	-657
53	2002	6	5	50,000	27	0.000	0	-193,143	0	50,000	0	-529	-1,186
54	2002	7	15	45,595	40	0.000	0	-238,738	0	45,595	0	-1,058	-2,244
55	2002	7	16	46,000	1	0.000	0	-284,738	0	46,000	0	-32	-2,276
56	2002	9	17	16,935	63	0.000	0	-301,673	0	16,935	0	-2,457	-4,733
57	2003	2	28	10,000	164	0.000	0	-311,673	0	10,000	0	-6,777	-11,510
58	2003	7	18	525,852	140	0.000	0	-837,525	0	525,852	0	-5,977	-17,487

別紙6(被告主張の取引を前提とする計算)


番号	貸付額	天引額 支払額	交付額	現実の 支払日	利息期間(始期・終 期)	日数	利息 %	制限利 息	元本充 当額	貸金残金	未払 利息
1	1,000,000	54,400	945,600	H10.6.11	H10.6.11 H10.8.5	56	15	21,761	32,639	967,361	0
2		31,000		H10.8.5	H10.8.6 H10.9.5	31	15	11,928	19,072	948,289	0
3		35,000		H10.9.7	H10.9.6 H10.10.5	30	15	11,259	23,741	924,548	0
4		30,000		H10.10.5	H10.10.6 H10.11.5	31	15	11,396	18,604	905,944	0
5		28,000		H10.11.9	H10.11.6 H10.12.5	30	15	10,823	17,177	888,767	0
6		30,000		H10.12.7	H10.12.5 H11.1.5	31	15	10,940	19,060	869,707	0
7		25,000		H11.1.6	H11.1.5 H11.2.5	31	15	10,761	14,239	855,468	0
8		27,000		H11.2.8	H11.2.5 H11.3.5	28	15	9,533	17,467	838,001	0
9		30,000		H11.3.8	H11.3.5 H11.4.5	31	15	10,293	19,707	818,294	0
10		28,000		H11.4.6	H11.4.5 H11.5.5	30	15	9,743	18,257	800,037	0
11		1,000		H11.4.8				0	1,000	799,037	0
12		30,000		H11.5.6	H11.5.5 H11.6.5	31	15	9,797	20,203	778,834	0
13		30,000		H11.6.11	H11.6.5 H11.7.5	30	15	9,232	20,768	758,066	0
14		31,000		H11.7.6	H11.7.5 H11.8.5	31	15	9,262	21,738	736,328	0
15		31,000		H11.8.6	H11.8.5 H11.9.5	31	15	8,985	22,015	714,313	0
16		30,000		H11.9.6	H11.9.5 H11.10.5	30	15	8,436	21,564	692,749	0
17		30,000		H11.10.5	H11.10.5 H11.11.5	31	15	8,443	21,557	671,192	0
18		30,000		H11.11.8	H11.11.5 H11.12.5	30	15	7,905	22,095	649,097	0
19		30,000		H11.12.6	H11.12.5 H12.1.5	31	15	8,390	21,610	627,487	0
20		26,000		H12.1.6	H12.1.5 H12.2.5	31	15	7,641	18,359	609,128	0
21		27,500		H12.2.15	H12.2.5 H12.3.5	29	15	6,912	20,588	588,540	0
22		31,000		H12.3.6	H12.3.5 H12.4.5	31	15	7,083	23,917	564,623	0
23		30,000		H12.4.5	H12.4.5 H12.5.5	30	15	6,573	23,427	541,196	0
24		29,000		H12.5.8	H12.5.5 H12.6.5	31	15	6,507	22,493	518,703	0
25		30,000		H12.6.6	H12.6.5 H12.7.5	30	15	6,008	23,992	494,711	0
26		30,000		H12.7.5	H12.7.5 H12.8.5	31	15	5,904	24,096	470,615	0
27		30,000		H12.8.8	H12.8.5 H12.9.5	31	15	5,597	24,403	446,212	0
28		30,000		H12.9.6	H12.9.5 H12.10.5	30	15	5,117	24,883	421,329	0
29		30,000		H12.10.6	H12.10.5 H12.11.5	31	15	4,971	25,029	396,300	0
30		30,000		H12.11.6	H12.11.5 H12.12.5	30	15	4,503	25,497	370,803	0
31		26,700		H12.12.5	H12.12.5 H13.1.5	31	15	4,953	21,747	349,056	0
32		31,000		H13.1.5	H13.1.5 H13.2.5	31	15	4,051	26,949	322,107	0
33		28,000		H13.2.16	H13.2.5 H13.3.5	28	15	3,384	24,616	297,491	0
34		29,000		H13.3.15	H13.3.5 H13.4.5	31	15	3,420	25,580	271,911	0
35		29,000		H13.4.25	H13.4.5 H13.5.5	30	15	2,994	26,006	245,905	0
36		29,450		H13.5.31	H13.5.5 H13.6.5	31	15	2,757	26,693	219,212	0
37		5,000		H13.6.11	H13.6.5 H13.7.5	30	15	2,640	2,360	216,852	0
38		3,000		H13.6.20				0	3,000	213,852	0
39		25,000		H13.6.29				0	25,000	188,852	0
40		5,000		H13.7.12	H13.7.5 H13.8.5	31	15	2,342	2,658	186,194	0
41		21,150		H13.7.31				0	21,150	165,044	0
42		4,500		H13.8.22	H13.8.5 H13.9.5	31	15	2,102	2,398	162,646	0
43		27,000		H13.9.3	H13.9.5 H13.10.5	30	15	2,005	24,995	137,651	0
44		30,000		H13.9.20				0	30,000	107,651	0
45	975,000	975,187		H13.10.2	H13.10.5 H13.10.25	20	15	884	974,303	-866,652	0
46		50,000		H13.11.5	H13.10.25 H13.11.5	12	29.2	1,040	48,960	59,388	0
47		47,565		H13.12.7	H13.11.5 H13.12.5	30	29.199	1,425	46,140	13,248	0
48		50,407		H14.1.10	H13.12.5 H14.1.5	31	29.199	328	50,079	-36,831	0
49		50,000		H14.2.6	H14.1.5 H14.2.5	31	29.199	0	50,000	-86,831	0
50		47,000		H14.3.5	H14.2.5 H14.3.5	28	29.199	0	47,000	-133,831	0
51		48,334		H14.4.5	H14.3.5 H14.4.5	31	29.198	0	48,334	-182,165	0
52		46,698		H14.5.9	H14.4.5 H14.5.5	30	29.199	0	46,698	-228,863	0
53		50,000		H14.6.5	H14.5.5 H14.6.5	31	29.199	0	50,000	-278,863	0
54		45,595		H14.7.15	H14.6.5 H14.7.5	30	29.199	0	45,595	-324,458	0
55		46,000		H14.7.16	H14.7.5 H14.8.5	31	29.199	0	46,000	-370,458	0
56		16,935		H14.9.17	H14.8.5 H14.9.5	31	29.199	0	16,935	-387,393	0
57		10,000		H15.2.28	H14.9.5 H14.9.12	7	29.199	0	10,000	-397,393	0
58		525,852		H15.7.18	H14.9.12 H14.10.5	23	29.197	0	525,852	-923,245	0
合計		3,188,273									


本件貸付けについては、法43条1項の規定が適用されないことを前提として計算した。

なお、仮に番号1の利息を実質年率38.17%で計算しても、平成14年2月6日時点で、1111円を超える過払いとなる。

これは正本である。

平成16年10月22日

大分地方裁判所 

裁判所書記官 



裁判官	
認 印	

第 1 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和 解)

事 件 の 表 示	平成16年(ネ)第995号
期 日	平成17年 4月15日 午前10時00分
場 所 等	福岡高等裁判所第 [REDACTED] 準備手続室 (☑電話会議の方法による)
受 命 裁 判 官 裁 判 所 書 記 官	[REDACTED] [REDACTED]
出 頭 し た 当 事 者 等	控訴人代理人 [REDACTED] (097-[REDACTED]-[REDACTED]) 被控訴人ら代理人 [REDACTED]
指 定 期 日	

当 事 者 の 陳 述 等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

東京都中央区 [REDACTED]

控訴人	株式会社 S F C G
同代表者代表取締役	[REDACTED]
同訴訟代理人支配人	[REDACTED]
同訴訟代理人弁護士	[REDACTED]
同	[REDACTED]

大分県速見郡 [REDACTED]

被控訴人

(以下「被控訴人^N」という。)

大分県別府市 [REDACTED]

被控訴人

(以下「被控訴人^T」という。)

上記兩名訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

第2 請求の表示

請求の趣旨

- 1 控訴人から被控訴人らに対する東京法務局所属公証人 [REDACTED] 作成平成13年第3718号債務弁済契約公正証書に基づく強制執行はいずれもこれを許さない。
- 2 控訴人は、被控訴人^N [REDACTED] に対して32万9160円及び内31万1673円に対する平成15年7月18日から、被控訴人^T [REDACTED] に対して82万5852円及びこれに対する同日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

請求の原因

- 1 控訴人及び被控訴人ら間には、控訴人を債権者、被控訴人らを債務者らとする東京法務局所属公証人 [REDACTED] 作成平成13年第3718号債務弁済契約公正証書(以下「本件公正証書」という。)が存在し、本件公正証書には、平成13年10月25日、同日付け私署証書記載の金銭消費貸借契約に基づく被控訴人^N [REDACTED] の控訴人に対する借受金97万5000円につき、次の条件等により支払い、被控訴人らが債務を履行しないときは、直ちに強制執行を受けることを認諾するという内容の記載がある。
 - (ア) 元金として、平成13年11月から同16年10月まで毎月5日限り2万7857円ずつを支払う。ただし、最終回は5円を支払う。
 - (イ) 利息として、年18%の割合により同13年11月から平成16年10月まで毎月5日限り経過分を支払う。
 - (ウ) 遅延損害金として、元金を期限に弁済しないときは、年21.90%の割合

による金員を支払う。

- (エ) 被控訴人^Tは、控訴人に対する被控訴人^Nの債務を連帯保証する。
- (オ) 被控訴人^N又は同^Tが元利金の支払いを1回でも怠ったとき、もしくは被控訴人^N又は同^Tの控訴人に対する債務の一部でも怠ったときは期限の利益を失う。
- 2(ア) 被控訴人^Nは、控訴人から、平成10年6月11日、貸借金額を100万円とし、元金支払方法を一括とし、返済期日を同年8月5日とし、この間の利息(実質年利38.17%、利率日歩7銭500)を同年6月11日に一括支払うこととし、損害金を年40.004%とする内容の借用証書により金銭を借り入れ、以後返済を続けた。
- (イ) 被控訴人^Tは、上記貸付の際、被控訴人^Nの控訴人に対する債務を連帯保証した。
- (ウ) 被控訴人らは、控訴人との間で、平成13年10月25日、取引元本につき97万5000円とし、弁済日につき同16年10月5日とし、利息につき後利、年率及び実質年率29.2%とし、元金及び利息の支払方法につき、元金均等として同13年11月から同16年10月まで各月5日限り2万7857円を支払い、利息として同13年11月から同16年10月まで各月5日限り経過分を支払うこととし、損害金につき29.2%とする内容の金銭消費貸借・手形割引等継続取引並びに限度付根保証承諾書兼金銭消費貸借契約証書(債務弁済公正証書作成嘱託委任状)により、被控訴人^Nを主債務者、被控訴人^Tを連帯保証人として契約を締結した。
- (エ) 本件取引経過を前提として利息の制限額に従って充当計算をすると、平成14年2月6日には過払金が発生した。被控訴人^Nの過払金は同15年7月18日時点で31万1673円である。
- (オ) 控訴人は、平成14年10月5日の元利金の支払いがないため、被控訴人らが期限の利益を喪失したとして、大分地方裁判所に対し、本件公正証書に基づき、被控訴人^Tを債務者とし、株式会社豊和銀行を第三債務者とし、請求債権を元本につき債務名義に表示された97万5000円の内

その取消決定に対し抗告しない。

- 5 控訴人は、被控訴人らに対し、東京法務局所属公証人[REDACTED]作成平成13年第3718号債務弁済契約公正証書に基づく強制執行をしない。
- 6 被控訴人らは、控訴人に対するその余の請求を放棄する。
- 7 控訴人及び被控訴人らは、控訴人と被控訴人らとの間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は第1，2審とも各自の負担とする。

裁判所書記官 [REDACTED]

これは正本である。

平成17年4月15日

福岡高等裁判所 [REDACTED]

裁判所書記官 [REDACTED]

